令和3年
（2021年）
6／15号
東京都議会議員選挙
特集号

広報
ひがしくるめ

発行／東久留米市　編集／企画経営室秘書広報課
〒203-8555 東久留米市本町3-3-1　☎042・470・7777（代）
■東久留米市ホームページ
https://www.city.higashikurume.lg.jp/
東久留米市　検索

**投票日は7月4日（日）**
**午前7時～午後8時**

# 東京都議会議員選挙

**～開票状況は、当日午後10時以降、市ホームページなどで速報値をお知らせします～**

東京都議会議員選挙は、6月25日（金）に告示、7月4日（日）に投票が行われます。この選挙は、今後の都政を託す方を決める大事な選挙です。大切な一票を無駄にしないよう、必ず投票しましょう。
詳しくは選挙管理委員会事務局☎470・7790へ。

## 東久留米市で投票できる方

東久留米市で投票できる方は、満18歳以上（平成15年7月5日以前に生まれた方）で、東久留米市の選挙人名簿に登録されている方です。今回の選挙で新たに選挙人名簿に登録される方は、令和3年3月24日までに住民基本台帳法に基づく転入の届け出をし、引き続き東久留米市に住所を有する方（新住所地で登録）、または令和3年2月24日以降に転出した方のうち、旧住所地の市区町村において、住民票が作成された日から引き続き3カ月以上、住民基本台帳に記録されていた方であって、転出後4カ月を経過しない方（旧住所地で登録）です。

### 市内転居した方

**▼令和3年6月4日以前に転居の届け出をした方＝**新住所地の投票所で投票

**▼令和3年6月5日以降に転居の届け出をした方＝**旧住所地の投票所で投票

### 転入した方

**▼令和3年3月25日以降に都内の市区町村から東久留米市に転入の届け出をした方＝**東久留米市では投票できません。前住所地が都内で、その前住所地の選挙人名簿に登録されている方は前住所地で投票ができますが、前住所地を転出した日から4カ月が経過すると投票ができません。前住所地の選挙管理委員会にご確認ください

※投票の際には、「引き続き都内に住所があることを証明できる文書（住民票の写しや警察署で住所変更手続きをした運転免許証、マイナンバーカードなど）」が必要です。住民票の写しは、当市の市民課窓口（市役所1階）で選挙用を交付申請してください（手数料無料）。

### 転出した（する）方

**▼都内転出　令和3年3月25日以降に東久留米市から都内の市区町村に転出の届け出をした方＝**新住所地では投票できません。前住所地である東久留米市の選挙人名簿に登録されている方は東久留米市で投票できますが、転出した日から投票日までに4カ月が経過すると登録が抹消されますので、ご注意ください。詳細は選挙管理委員会事務局へ問い合わせてください

**▼都外転出　投票日の7月4日（日）までに都外へ転出した方＝**投票できませんが、東久留米市に選挙人名簿登録があり、6月26日（土）以降に都外へ転出する方は、転出する日までは期日前投票ができます

### ご利用ください期日前投票

投票日当日、仕事やレジャーなどの用事で投票所に行くことができないと見込まれる方は、期日前投票ができます。

**【投票期間】**6月26日（土）～7月3日（土）

※期日前投票および不在者投票のいずれも、告示日の翌日からの投票となっていますので、ご注意ください。

**【投票時間】**午前8時半～午後8時

**【投票場所】**期日前投票所（市役所2階204・205会議室）

**【投票手続き】**持参していただく「投票所入場整理券」の裏面に「期日前投票宣誓書」の様式を印刷しています。宣誓書に不在になる事由を記入後、投票用紙へ記載し直接投票箱へ入れます。期日前投票を利用する場合は、あらかじめこの様式に記入の上、期日前投票所へお越しください

※投票日当日、投票所で投票をする方は、「期日前投票宣誓書」の記載は不要です。

### 不在者投票

**▼他の市区町村での不在者投票＝**出張などで市外に滞在中の方は、事前手続きをしていただくことで、滞在先の市区町村選挙管理委員会で不在者投票をすることができます

**▼指定施設での不在者投票＝**都道府県選挙管理委員会が指定している病院、老人ホームなどに入院・入所している方は、不在者投票をすることができます

**▼郵便などによる不在者投票＝**身体障害者手帳、戦傷病者手帳、介護保険被保険者証をお持ちの方で、障害や要介護度の程度が定められた等級（左下表1参照）に該当する方は、自宅などで投票用紙に記載し、郵送する方法で投票できます。

また、上肢または視覚の障害の程度が定められた等級（下表2参照）に該当する方は、代理記載人が代わりに記載して投票できます。代理記載人となるには、手続きが必要となりますので、選挙管理委員会事務局へ問い合わせてください

郵便投票を希望する方は、選挙管理委員会発行の「郵便等投票証明書」の交付を受けてから6月30日（水）までに、所定の請求用紙で投票用紙を請求してください。証明書の申請や投票用紙の請求は、郵便や代理人でもできますが、投票手続きなどに日数がかかりますので、早めに申し込んでください。

### 代理投票・点字投票

手などが不自由で文字を書くことができない方には「代理投票」（投票所の係員が代理で筆記する方法）、目の不自由な方には「点字投票」（点字器が各投票所に備えてあります）の制度があります。投票所（または、期日前・不在者投票所）で係員にお申し出ください。

### 候補者の政見などは選挙公報で

候補者の経歴・政見などを掲載した選挙公報を、投票日の2日前までに各世帯にお届けします。投票の参考にしてください。

（2面へ続く）

参考　時間帯別投票者数（令和２年東京都知事選挙）

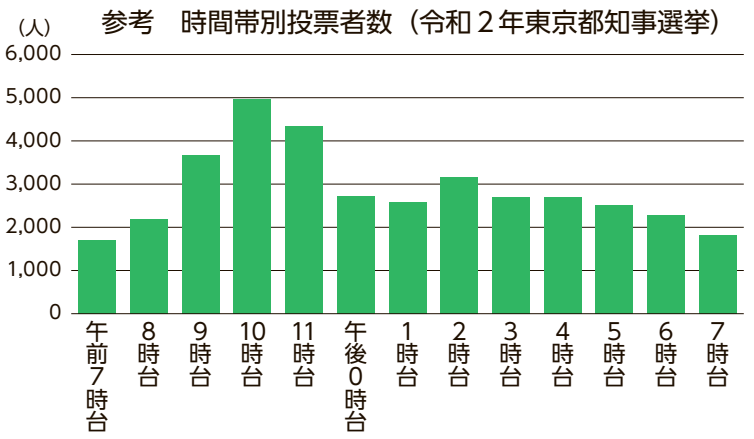


※午前９時～正午が混んでいます。感染症対策の観点からも、その時間帯を避けるなど混雑緩和にご協力をお願いします。

### 投票区・投票所および投票区域一覧

| | 投票区・投票所 | 投票区域 |
|---|---|---|
| 1 | 第十小学校 | 柳窪一～五丁目（一丁目９番を除く） |
| 2 | 旧下里小学校 | 柳窪一丁目９番、下里三～六丁目 |
| 3 | 第七小学校 | 滝山五丁目、六丁目２番・３番、七丁目21番～26番、下里二丁目 |
| 4 | 西中学校 | 前沢四丁目、滝山一・二丁目、六丁目１番、七丁目１番～20番、八幡町三丁目２番～11番 |
| 5 | 第九小学校 | 前沢五丁目、滝山三・四丁目、弥生全域 |
| 6 | 本村小学校 | 下里一・七丁目、野火止三丁目、八幡町一丁目２番～５番 |
| 7 | 小山小学校 | 小山三丁目、四丁目５番～８番、五丁目３番～12番、野火止二丁目12番・14番～18番・20番・22番～24番 |
| 8 | 久留米中学校 | 小山二丁目、四丁目１番～４番、五丁目１番・２番、幸町二・五丁目、野火止一丁目、二丁目１番～11番・13番・19番・21番、八幡町一丁目１番・６番～９番 |
| 9 | 第一小学校 | 幸町四丁目、中央町三丁目１番～22番、五・六丁目、前沢一丁目、八幡町二丁目、三丁目１番・12番～16番 |
| 10 | 第三小学校 | 幸町一・三丁目、中央町一・二丁目 |
| 11 | 東久留米市役所 | 本町一丁目、二丁目２番～13番、三・四丁目 |
| 12 | 南町小学校 | 南町全域、前沢二・三丁目 |
| 13 | 第五小学校 | ひばりが丘団地、中央町三丁目23番～28番、四丁目、南沢三～五丁目 |
| 14 | 南中学校 | 学園町全域、南沢一・二丁目 |
| 15 | 浅間町地区センター | 浅間町全域 |
| 16 | 第二小学校 | 大門町一丁目、新川町全域 |
| 17 | 成美教育文化会館 | 氷川台一丁目、二丁目７番～31番、東本町全域、本町二丁目１番・14番、小山一丁目 |
| 18 | 金山学童保育所（第六小学校敷地内） | 金山町一丁目、二丁目10番～20番、氷川台二丁目１番～６番・32番～40番 |
| 19 | 神宝小学校 | 神宝町一丁目、二丁目１番～９番・13番、金山町二丁目１番～９番、大門町二丁目 |
| 20 | グリーンヒルズ２号棟集会所 | 上の原全域、神宝町二丁目10番・11番・14番 |

表１　郵便などによる不在者投票ができる方

| 手帳などの種類 | 障害名など | 等級など |
|---|---|---|
| 身体障害者手帳 | 両下肢・体幹、移動機能の障害 | １級・２級 |
| | 心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害 | １級・３級 |
| | 免疫機能・肝臓の障害 | １級～３級 |
| 戦傷病者手帳 | 両下肢・体幹の障害 | 特別項症～第２項症 |
| | 心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障害 | 特別項症～第３項症 |
| 介護保険被保険者証 | 要介護状態区分 | 要介護５ |

表２　代理記載人による投票ができる方

| 手帳の種類 | 障害の種類 | 等級など |
|---|---|---|
| 身体障害者手帳 | 上肢または視覚 | １級 |
| 戦傷病者手帳 | | 特別項症～第２項症 |